

令和8年度

香南市下水道審議会（第1回）資料

下水道使用料金の改定について

香南市上下水道課

令和8年5月19日開催

目 次

県内8市の使用料金比較（グラフ）	．．．．	1
○現在		1
○改定案2　　一律22%増額+0m ³ 基本料金算入		2
○改定案5-1　従量制の細分化と使用量に応じた傾斜増額		3
県内8市の下水道使用料金表	．．．．	4
使用料単価の推移見込み	．．．．	5
料金収入額シミュレーション結果	．．．．	6

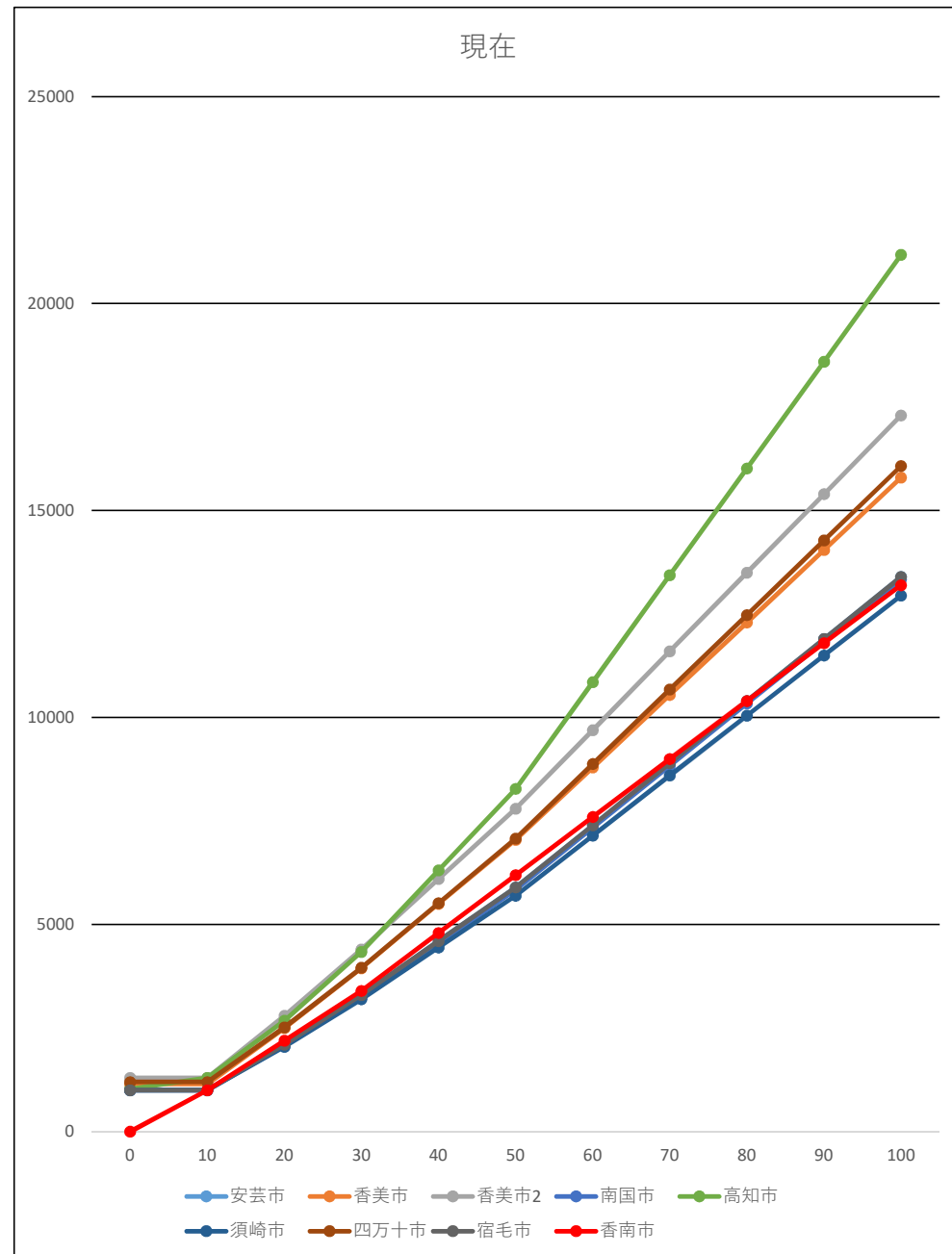
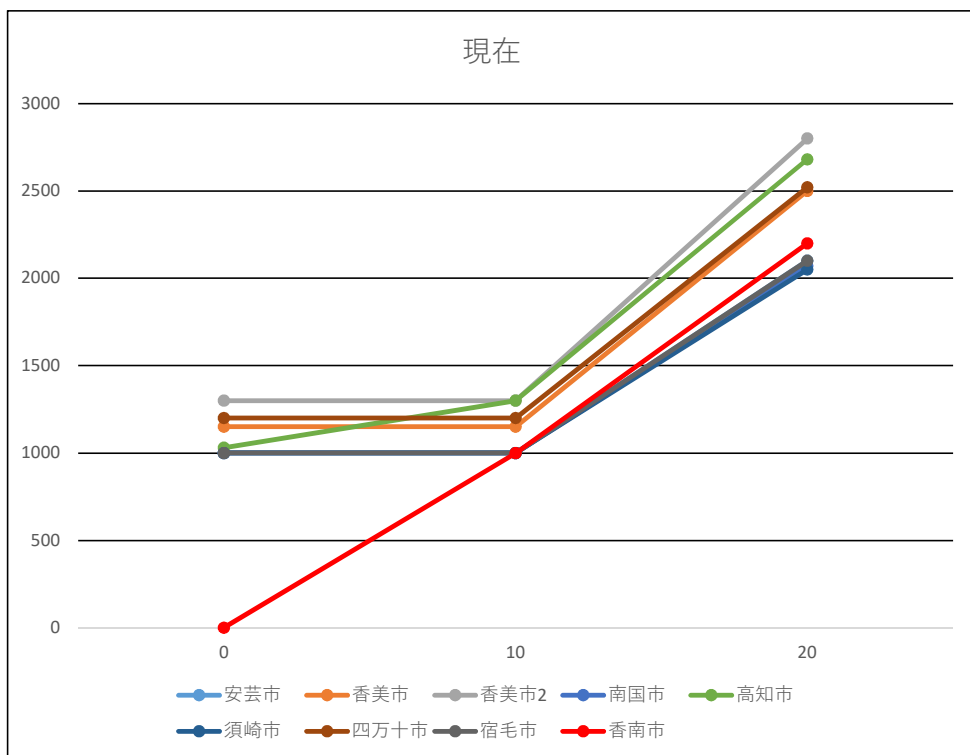
※諮問し意見を求める案件

○下水道使用料の改定について

- ・新下水道使用料については、別表案のいずれかで決定する。
- ・税額の端数処理については、新下水道使用料への移行にあわせて、10円未満切り捨てから1円未満切り捨てへと変更する。
- ・新下水道使用料が反映される時期については、香南市共下水道条例が改正され施行される令和9年4月1日以降とし、令和9年6月分として請求する使用料から適用することとする。

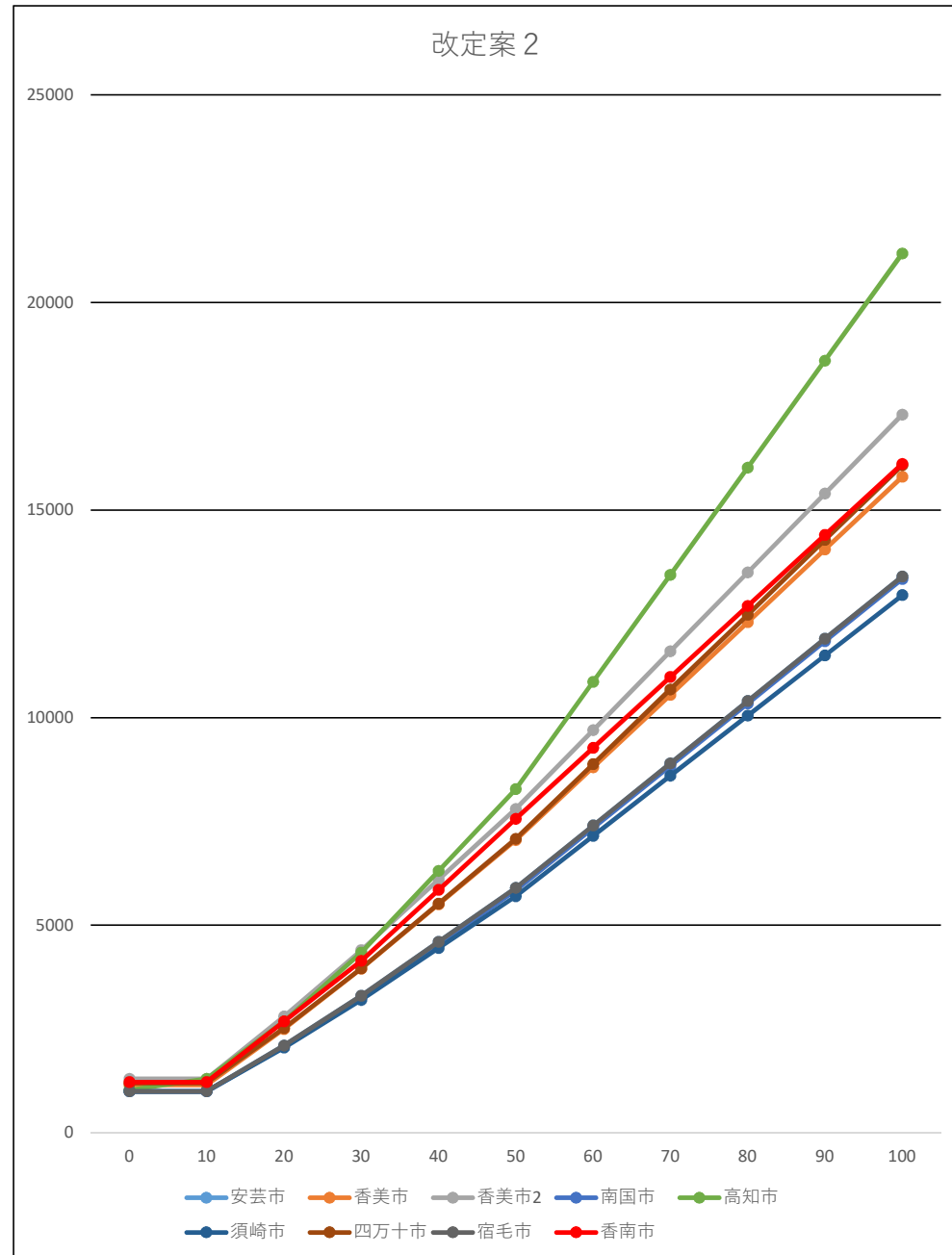
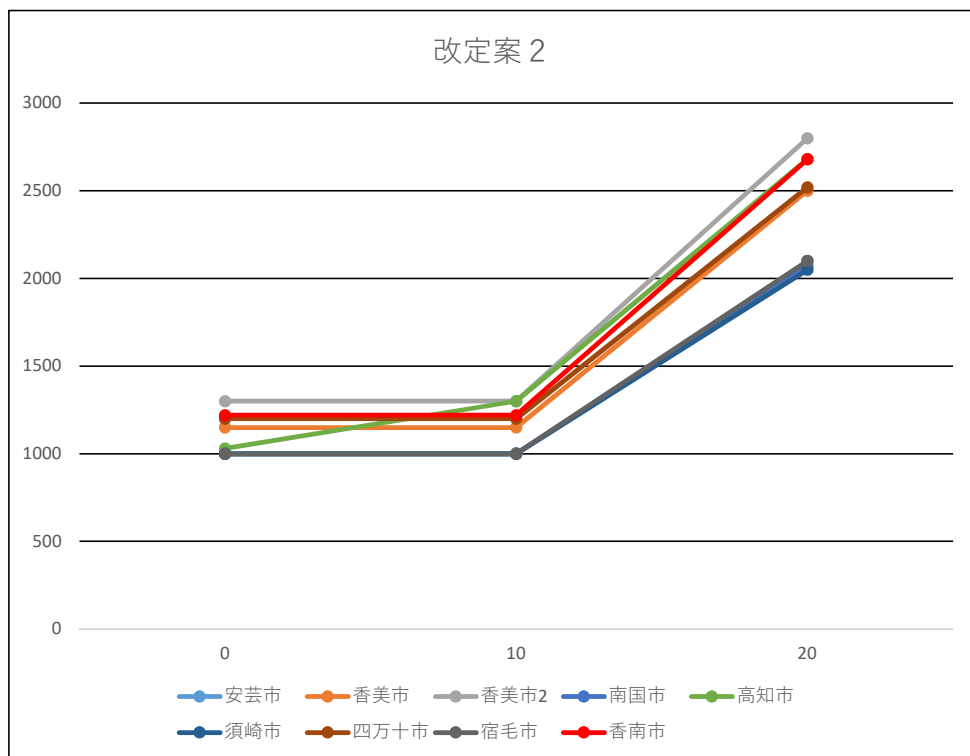
県内8市の下水道使用料金比較（現在）

	安芸市	香美市	香美市2	香南市	南国市	高知市	須崎市	四万十市	宿毛市
0	1000	1150	1300	0	1000	1030	1000	1200	1000
10	1000	1150	1300	1000	1000	1300	1000	1200	1000
20	2100	2500	2800	2200	2070	2680	2050	2520	2100
30	3300	3950	4400	3400	3240	4340	3200	3960	3300
40	4600	5500	6100	4800	4540	6310	4450	5520	4600
50	5900	7050	7800	6200	5840	8280	5700	7080	5900
60	7400	8800	9700	7600	7340	10860	7150	8880	7400
70	8900	10550	11600	9000	8840	13440	8600	10680	8900
80	10400	12300	13500	10400	10340	16020	10050	12480	10400
90	11900	14050	15400	11800	11840	18600	11500	14280	11900
100	13400	15800	17300	13200	13340	21180	12950	16080	13400



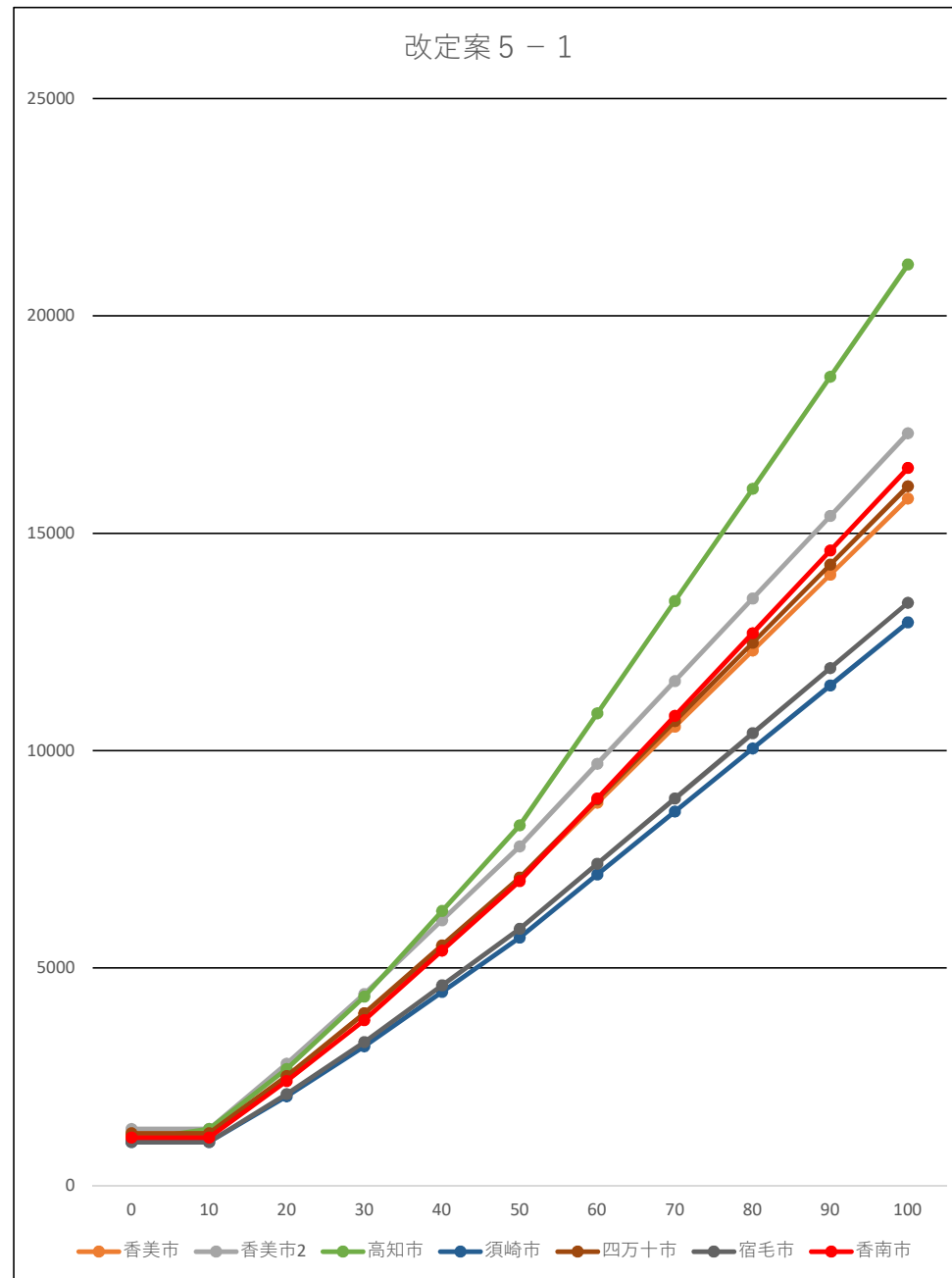
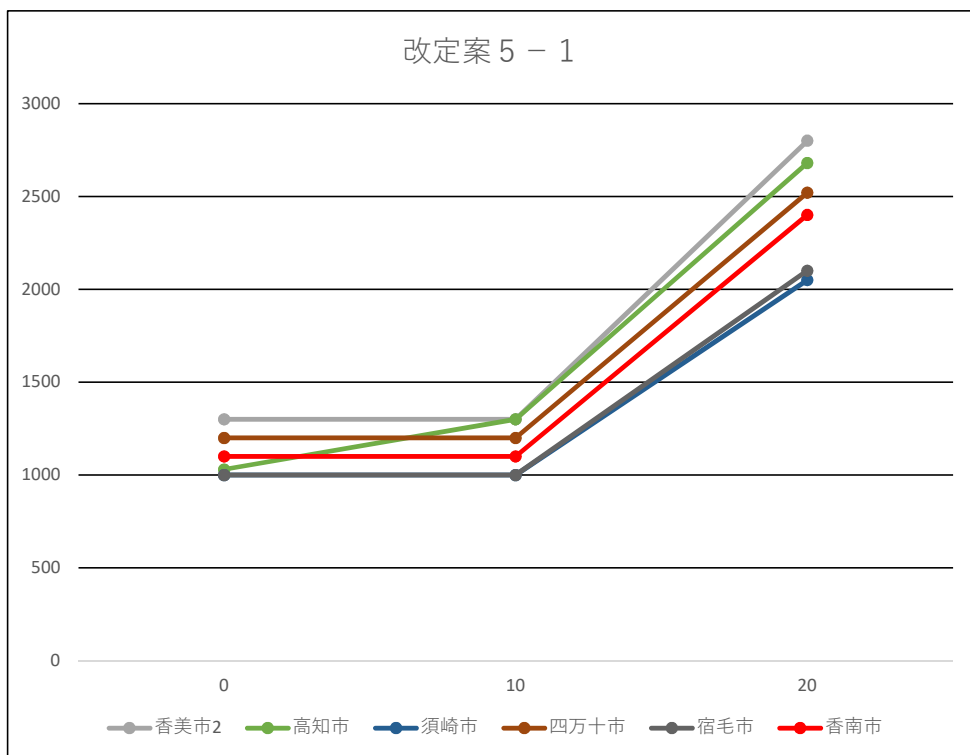
県内8市の下水道使用料比較（改定案2）一律22%増額+0m³基本料金算入

	安芸市	香美市	香美市2	香南市	南国市	高知市	須崎市	四万十市	宿毛市
0	1000	1150	1300	1220	1000	1030	1000	1200	1000
10	1000	1150	1300	1220	1000	1300	1000	1200	1000
20	2100	2500	2800	2680	2070	2680	2050	2520	2100
30	3300	3950	4400	4140	3240	4340	3200	3960	3300
40	4600	5500	6100	5850	4540	6310	4450	5520	4600
50	5900	7050	7800	7560	5840	8280	5700	7080	5900
60	7400	8800	9700	9270	7340	10860	7150	8880	7400
70	8900	10550	11600	10980	8840	13440	8600	10680	8900
80	10400	12300	13500	12690	10340	16020	10050	12480	10400
90	11900	14050	15400	14400	11840	18600	11500	14280	11900
100	13400	15800	17300	16110	13340	21180	12950	16080	13400



県内8市の下水道使用料比較（改定案5-1）従量制の細分化

	安芸市	香美市	香美市2	香南市	南国市	高知市	須崎市	四万十市	宿毛市
0	1000	1150	1300	1100	1000	1030	1000	1200	1000
10	1000	1150	1300	1100	1000	1300	1000	1200	1000
20	2100	2500	2800	2400	2070	2680	2050	2520	2100
30	3300	3950	4400	3800	3240	4340	3200	3960	3300
40	4600	5500	6100	5400	4540	6310	4450	5520	4600
50	5900	7050	7800	7000	5840	8280	5700	7080	5900
60	7400	8800	9700	8900	7340	10860	7150	8880	7400
70	8900	10550	11600	10800	8840	13440	8600	10680	8900
80	10400	12300	13500	12700	10340	16020	10050	12480	10400
90	11900	14050	15400	14600	11840	18600	11500	14280	11900
100	13400	15800	17300	16500	13340	21180	12950	16080	13400



県内8市の下水道使用料金表

単位：円

		基本料金	1m ³ ～ 10m ³	11m ³ ～ 20m ³	21m ³ ～ 30m ³	31m ³ ～ 50m ³	51m ³ ～ 100m ³	101m ³ ～ 200m ³	201m ³ ～ 500m ³	501m ³ ～ 1,000m ³	1,000m ³ ～	備考
安芸市		1,000		110	120	130	150	170	190	210		
香 美 市	現在	1,150		135	145	155	175	195	215	235		
	R 9～	1,300		150	160	170	190	210	230	250		
香 南 市	現在	0	1,000	120			140					
	改定案2	1,220		146			171					
	改定案5-1	1,100		130	140	160	190	230		270		
南国市		1,000		107	117	130	150	170	190	210		
高知市		1,030	27	138	166	197	258		315		350	
須崎市		1,000		105	115	125	145	170	190	210		
四万十市		1,200		132	144	156	180	204	228	252		
宿毛市		1,000		110	120	130	150					

使用料単価の推移見込み

公共下水道事業会計

		実績					見込み				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
案2	使用料単価	123	125	123	123	122.8	128.5	129.3	154.6	154.6	154.6
案5-1	使用料単価								157.2	157.2	157.1

農業集落排水事業会計

		実績					見込み				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
案2	使用料単価	125	126	125	126	110.9	130.7	129.3	154.0	154.0	154.0
案5-1	使用料単価								149.2	149.2	149.2

※「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（R2国土交通省）で、下水道整備等における大きな財源となっている「社会資本整備総合交付金」の交付要件に関し、以下のいずれかに該当する場合は重点配分の対象としない考えが示されたことから、香南市では使用料単価150円/m³以上を早期に達成する必要がある。

- ・ R2以降、少なくとも5年に1回の頻度で経費回収率の向上に向けたロードマップを作成し、その業績目標を達成できない場合。
- ・ R7以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

料金収入額シミュレーション結果

「水道水のみ」

			現行	改定案 2			改定案 5-1		
下水道	m ³ から	m ³ まで	料金	増加額	改定料金	改定率	増加額	改定料金	改定率
なし	0	0	0	1,220	1,220	0%		1,100	
基本料金	1	10	1,000	220	1,220	22%		1,100	10%
超過料金1	11	30	120	26	146	22%		130	8%
超過料金2	31	50	140	31	171	22%		140	17%
超過料金3	51	100			0	0%		160	14%
超過料金4	101	500			0	0%		190	36%
超過料金5	501				0	0%		230	64%
								270	93%

「水道水のみ」

			現行	改定案 2			改定案 5-1		
農集	m ³ から	m ³ まで	料金	増加額	改定料金	改定率	増加額	改定料金	改定率
なし	0	0	0	1,220	1,220	0%		1,100	
基本料金	1	10	1,000	220	1,220	22%		1,100	10%
超過料金1	11	30	120	26	146	22%		130	8%
超過料金2	31	50	140	31	171	22%		140	17%
超過料金3	51	100			0	0%		160	14%
超過料金4	101	500			0	0%		190	36%
超過料金5	501				0	0%		230	64%
								270	93%

「水道水以外の水を使用した場合」

		現行	改定案 2			改定案 5-1		
下水道(世帯)		料金	増加額	改定料金	改定率	増加額	改定料金	改定率
なし		0	0	0	0%	0	0	0%
1人世帯		1,000	220	1,220	22%	100	1,100	10%
2人世帯		1,800	396	2,196	22%	270	2,070	15%
3人世帯		2,600	572	3,172	22%	520	3,120	20%
4人世帯		3,400	748	4,148	22%	850	4,250	25%
5人世帯		4,200	924	5,124	22%	1,260	5,460	30%
6～9人世帯		5,000	1,100	6,100	22%	1,750	6,750	35%
10人世帯		8,000	1,760	9,760	22%	3,200	11,200	40%

「水道水以外の水を使用した場合」

		現行	改定案 2			改定案 5		
農集(世帯)		料金	増加額	改定料金	改定率	増加額	改定料金	改定率
なし		0	0	0	0%	0	0	0%
1人世帯		1,000	220	1,220	22%	100	1,100	10%
2人世帯		1,800	396	2,196	22%	270	2,070	15%
3人世帯		2,600	572	3,172	22%	520	3,120	20%
4人世帯		3,400	748	4,148	22%	850	4,250	25%
5人世帯		4,200	924	5,124	22%	1,260	5,460	30%
6～9人世帯		5,000	1,100	6,100	22%	1,750	6,750	35%
10人世帯		8,000	1,760	9,760	22%	3,200	11,200	40%

下水道使用料	現行	改定案 2		改定案 5-1	
		使用料	増加率	使用料	増加率
下水道	92,676,989	113,035,947	22.0%	114,972,463	24.1%
農集	41,281,124	50,324,537	21.9%	48,649,602	17.8%
下水道(世帯)	2,205,000	2,690,100	22.0%	2,689,080	22.0%
農集(世帯)	2,400,600	2,928,732	22.0%	2,919,150	21.6%
計	138,563,713	168,979,316	22.0%	169,230,295	22.1%
下水道小計	94,881,989	115,726,047		117,661,543	
農集小計	43,681,724	53,253,269		51,568,752	

香南市公共下水道条例

(使用料の算定)

第21条 使用料は、1月ごとの使用期間において使用者が排除した汚水の量若しくは、使用者の世帯人員又は汚水量に対し、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額)とする。

第21条の2 使用者が排除した汚水量(使用量)の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、市給水条例第25条及び第26条の規定により算定又は認定された給水量とする。ただし、これにより難しい場合は、市長が定める。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合、又は水道水及び水道水以外の水を併わせて使用する場合は、施設を使用する世帯員数又は使用人員数により算定する。
- (3) 製氷業その他市長が認めた団体で、その事業に伴い使用する水の量がその事業に伴い施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、各月ごとに、施設に排除した1月分の汚水量及びその算出根拠を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

【別表(第21条関係)】

新下水道使用料表 (消費税を含まない)

区分	使用料 (1月につき)									
	※基本水量	基本料金	超過料金 (1m3につき)							
		10m3まで	11～20m3	21～30m3	31～50m3	51～100m3	101～200m3	201～500m3	501～1,000m3	1,000m3以上
水道水のみ) 旧料金	1～10m3まで	1,000円	120円			140円				
水道水のみ) 新料金2	0～10m3まで	1,220円	146円			171円				
水道水のみ) 新料金5-1	0～10m3まで	1,100円	130円	140円	160円	190円	230円		270円	

区分	使用料 (1月につき)						
	世帯員数及び使用人員数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人～9人	10人以上
水道水以外・水道水と水道水以外の併用) 旧料金	1,000円	1,800円	2,600円	3,400円	4,200円	5,000円	8,000円
水道水以外・水道水と水道水以外の併用) 新料金2	1,220円	2,196円	3,172円	4,148円	5,124円	6,100円	9,760円
水道水以外・水道水と水道水以外の併用) 新料金5-1	1,100円	2,070円	3,120円	4,250円	5,460円	6,750円	11,200円

(使用料の算定)

第21条 使用料は、1月ごとの使用期間において使用者が排除した汚水の量若しくは、使用者の世帯人員又は汚水量に対し、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額)とする。

旧) (その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額)

新) (その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額)

香南市農業集落排水処理施設使用料条例

(使用料の算定)

第3条 使用料は、1月ごとの使用期間において使用者が排除した汚水の量若しくは、使用者の世帯人員又は汚水量に対し、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額)とする。

第3条の2 使用者が排除した汚水量(使用量)の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、市給水条例第25条及び第26条の規定により算定し、又は認定された給水量とする。ただし、これにより難しい場合は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)が定める。

(2) 水道水以外の水を使用した場合、又は水道水及び水道水以外の水を併わせて使用する場合は、施設を使用する世帯員数又は使用人員数により算定する。

(3) 製氷業その他市長が認めた団体で、その事業に伴い使用する水の量がその事業に伴い施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、各月ごとに、施設に排除した1月分の汚水量及びその算出根拠を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

【別表(第3条関係)】

新下水道使用料表 (消費税を含まない)

区分	使用料 (1月につき)									
	※基本水量	基本料金	超過料金 (1m3につき)							
		10m3まで	11～20m3	21～30m3	31～50m3	51～100m3	101～200m3	201～500m3	501～1,000m3	1,000m3以上
水道水のみ) 旧料金	1～10m3まで	1,000円	120円			140円				
水道水のみ) 新料金2	0～10m3まで	1,220円	146円			171円				
水道水のみ) 新料金5-1	0～10m3まで	1,100円	130円	140円	160円	190円	230円		270円	

区分	使用料 (1月につき)						
	世帯員数及び使用人員数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人～9人	10人以上
水道水以外・水道水と水道水以外の併用) 旧料金	1,000円	1,800円	2,600円	3,400円	4,200円	5,000円	8,000円
水道水以外・水道水と水道水以外の併用) 新料金2	1,220円	2,196円	3,172円	4,148円	5,124円	6,100円	9,760円
水道水以外・水道水と水道水以外の併用) 新料金5-1	1,100円	2,070円	3,120円	4,250円	5,460円	6,750円	11,200円

(使用料の算定)

第3条 使用料は、1月ごとの使用期間において使用者が排除した汚水の量若しくは、使用者の世帯人員又は汚水量に対し、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額)とする。

旧) (その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額)

新) (その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額)